

# 固定資産税の減額措置制度のお知らせ

申告・問い合わせ先 税務課資産税係☎ 72-2111 内線 122、123

## ◆新築された長期優良住宅に係る 固定資産税の減額措置

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日(平成21年6月4日施行)から平成22年3月31日の間に新築された認定長期優良住宅については、通常の新築軽減(3年間もしくは5年間)に変わり、以下の減額措置が適用されます。

### ■対象家屋

- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定される認定長期優良住宅であること。
- ・床面積が50m<sup>2</sup>（一戸建て以外の貸家住宅の場合は40m<sup>2</sup>）以上280m<sup>2</sup>以下であること。
- ・併用住宅の場合、居住部分割合が2分の1以上のもの。

### ○認定長期優良住宅とは？

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定基準(耐久性・可変性・維持管理の容易性)に基づき、行政庁の認定を受けて新築された住宅のことです。

### ■減額内容

住宅部分1戸当たりの床面積	税の減額率（該当家屋のみ）
50m <sup>2</sup> ～120m <sup>2</sup> 未満	2分の1
120m <sup>2</sup> ～280m <sup>2</sup> 以下	120m <sup>2</sup> 分に相当する税額の2分の1(60m <sup>2</sup> に相当する税額)

### ■減額される期間

一般の住宅(平屋・2階建住宅等)	新築後5年度分
3階以上の中高層耐火住宅等(マンション等)	新築後7年度分

### ■申告方法

当該家屋が新たに固定資産税を課されることとなる年度の初日に属する年(通常は建築完了年の翌年)の1月31日までに、下記の必要な書類を添付して申告してください。申告は**2月1日(月)まで**にお願いします。

### ■必要な書類

- ①長期優良住宅に関わる固定資産税の減額申請書
- ②認定長期優良住宅である旨を証明する書類(認定通知書の写しなど)

### ■他の減額措置の除外

この減額措置は、新築住宅特例の減額措置と同時に受けられることできません。

## ◆住宅のバリアフリー改修工事に伴う 固定資産税の減額措置

平成19年4月1日から平成22年3月31日の間に、以下の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った住宅は、翌年度分の当該家屋の固定資産税について減額措置が受けられます。

### ■対象家屋

- ・次のいずれかの人が居住する既存住宅(賃貸住宅を除く)であること。  
①65歳以上の人。  
②要介護認定または要支援認定を受けている人。  
③身体障害者
- ・平成19年1月1日以前に建築された住宅であること。
- ・マンションなどの区分所有に係る家屋の専有部分を含む。
- ・併用住宅の場合、住宅部分の割合が2分の1以上。

### ■対象工事

次の工事で、補助金などを除く自己負担が30万円以上のもの。

- ①廊下の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室の改良
- ④便所の改良 ⑤手すりの取り付け ⑥床の段差の解消 ⑦引き戸への取り替え ⑧床表面の滑り止め化

### ■減額内容

改修工事完了時の翌年度のみ、当該家屋の固定資産税額の3分の1を減額します。(1戸当たり100m<sup>2</sup>相当分までを減額。1戸について、この減額措置の適用は1回限りです。)

### ■申告方法

改修工事が完了した日から**3ヶ月以内**に、下記の必要な書類を添付して申告してください。

### ■必要な書類

- ①バリアフリー改修に伴う固定資産税減額申請書
- ②納税義務者の住民票の写し
- ③居住者要件を確認できる書類の写し(住民票・介護保険の被保険者証・身体障害者手帳等)
- ④改修工事明細書の写し(工事内容や費用が確認できるもの)
- ⑤改修工事箇所の図面、写真(改修前と改修後)
- ⑥領収書の写し
- ⑦その他、補助金などを受けた場合は、交付決定を確認できる書類の写し

※工事内容を示す書類は、建築士、登録性能評価機関などによる証明で代替できます。

※工事内容等の確認は、書類のほかに必要に応じて現地確認を行います。

### ■他の減額措置の除外

この減額措置は、新築住宅や耐震改修の減額措置と同時に受けられることできません。ただし、省エネ改修工事減額措置とは、同時に適用できます。

## 各種減額措置の固定資産税減額申請書はこちらから

各減額措置の固定資産税減額申請書は、税務課資産税係(4番)窓口で配布しています。

また、市ホームページ(<http://www.city.ogori.fukuoka.jp>)からもダウンロードできます。

市ホームページ→お役立ち→申請書ダウンロード→税→固定資産税の順にクリックしてください。

## ◆住宅の省エネ改修工事に伴う 固定資産税の減額措置

平成20年4月1日から平成22年3月31日の間に、以下の要件を満たす省エネ改修工事を行った住宅は、翌年度分の当該家屋の固定資産税について減額措置が受けられます。

### ■対象家屋

- ・平成20年1月1日以前に建築された住宅（賃家住宅は除く）であること。
- ・マンションなどの区分所有に係る家屋の専有部分を含む。
- ・併用住宅の場合、居住部分割合が2分の1以上のもの。

### ■減額要件 次の要件をすべて満たす工事であること。

- ①次のイの工事、またはイと併せて行う口～ニの工事であること。

#### イ 窓の断熱改修工事（この工事は必須です。）

- 床の断熱改修工事
- ハ 天井の断熱改修工事

#### 二 壁の断熱改修工事

- ②改修部位が、それぞれ現行の省エネ基準に新たに適応すること。

- ③省エネ改修工事に要した費用の合計が、30万円以上であること。

### ■減額内容

・改修工事完了時の翌年度のみ、当該家屋の固定資産税額の3分の1を減額します。（1戸当たり120m<sup>2</sup>相当分までを減額。1戸について、この減額措置の適用は1回限りです。）

### ■申告方法

改修工事が完了した日から3か月以内に、下記の必要な書類を添付して申告してください。

### ■必要な書類

- ①省エネ改修工事に伴う固定資産税減額申請書
  - ②納税義務者の住民票の写し
  - ③建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関が発行する熱損失防止改修工事証明書
- ※必要に応じて、工事内容などが確認できる書類を提出してもらう場合があります。

### ■他の減額措置の除外

この減額措置は、新築住宅や耐震改修の減額措置と同時に受けることができません。ただし、バリアフリー改修工事減額措置とは、同時に適用できます。

## ◆耐震改修工事に伴う固定資産税の減額措置

平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に、以下の要件を満たす耐震改修工事を行った住宅は、当該家屋の固定資産について減額措置が受けられます。

### ■対象家屋

- ・昭和57年1月1日以前に建築された住宅であること。
- ・マンションなどの区分所有に係る家屋の専有部分を含む。
- ・併用住宅の場合、居住部分割合が2分の1以上のもの。

### ■減額要件 以下の要件をすべて満たす工事であること。

- ①改修後の住宅が現行の耐震基準に適合すること。
- ②当該耐震改修工事に要した費用の合計が30万円以上であること。

### ■必要な書類

- ①耐震改修工事に伴う固定資産税減額申請書
  - ②現行の耐震基準に適合していることの証明（建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関などが発行する耐震基準適合証明書）
  - ③耐震改修に要した費用を証明できる書類（領収書の写し）
- ※必要に応じて、工事内容等が確認できる書類を提出してもらう場合があります。

### ■減額内容

改修工事完了の時期	減額の期間	減額の割合	対象床面積
平成18年1月1日から平成21年12月31日までの間	改修工事完了時の翌年度から3年度分	1/2	1戸あたり120m <sup>2</sup> 相当分まで
平成22年1月1日から平成24年12月31日までの間	改修工事完了時の翌年度から2年度分		
平成25年1月1日から平成27年12月31日までの間	改修工事完了時の翌年度分（1年度分）のみ		

※減額の適用は、改修工事が完了した年の翌年度分からになります。

### ■申告方法

改修工事が完了した日から3か月以内に、下記の必要な書類を添付して申告してください。

### ■他の減額措置の除外

この減額措置は、バリアフリー改修、省エネ改修の減額措置と同時に受けることができません。

## 新築・増築、解体の届け出はお済みですか？

以下に当てはまる場合、平成22年度固定資産税に係る調査が必要となります。

税務課資産税係までご連絡ください。

- ①平成21年1月2日～平成22年1月1日の間に、建物（住宅・倉庫・車庫・店舗など）を新築・増築した人。（既に連絡し、家屋調査済みのものは除きます）
- ②平成21年1月2日～平成22年1月1日の間に、建物（住宅・倉庫・車庫・店舗など）を取り壊した人。（滅失登記の手続き、または解体届出書の提出が済んだものは除きます）

## 償却資産の申告をお願いします。

平成22年1月1日現在で、市内に事業用資産（償却資産）を所有している法人または個人は、当該資産の申告が必要です。

すでに市に登録している所有者には12月中に書類を郵送していますので、期限内に申告をお願いします。また、該当資産がない場合や前年から増加減少がない場合も備考欄に「資産なし」もしくは「増減なし」と記入してください。

※新規の人については、ご連絡いただければ書類を郵送します。

▶申告期限 2月1日(月)